

学校保健安全法による出席停止について

幼稚園、小・中学校では、感染症を予防するため、感染した園児・児童・生徒に対して出席停止を行うことがあります。これは、学校保健安全法第19条に基づき、幼稚園、学校での集団発生を防ぐとともに、健康の回復を図るためです。出席停止になった場合は、欠席扱いにはなりませんので、家庭でゆっくり休養させてください。なお、出席停止の対象となる感染症、出席停止時の手続きについては、下記のとおりです。

第一種学校感染症 治癒するまで出席停止とする。

エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎(ポリオ)、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(病原体がコロナウイルス属 SARS コロナウイルスであるものに限る)、中東呼吸器症候群、特定鳥インフルエンザ、指定された感染症

* 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第六条第七項から第九項に規定する指定感染症などは第一種の感染症とみなす。

第二種学校感染症 学童（幼児）によく起こる感染症。診断がついたら学校（園）へ速やかに連絡する。

病名	出席停止期間	主な症状	潜伏期間	伝染する恐れのある期間
しんがたころなういるすかんせんしょう 新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで	発熱・体のだるさ・その他感冒様症状	発症後3日間は感染症のウイルス排出量が非常に多く、5日間経過後は大きく減少。特に、発症後5日間は他人に感染させるリスクが高い	
インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日（幼児にあっては3日）を経過するまで	高熱・頭痛・腰痛・全身倦怠感・鼻づまり・くしゃみ・たん	1～4日	発病後5日
ひやくにちぜき 百日咳	特有のせきが消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで	はじめは軽いせき、のどの発赤がみられる。発病後1週間位からコンコンというせきがでる。	1～2週	発病後28日
ましん 麻疹（はしか）	解熱した後3日を経過するまで	発熱・せき・鼻水・めやに。頬の内側に白い斑点コプリック斑ができる。発熱後4日目より皮膚に発疹。	9～12日	発疹のでる5日前からでた後の4日間
りゅうこうせいじかせんえん 流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで	37～38℃の発熱。まず、片側、次いで両側のあごの後ろが大きく腫れて痛む。食欲不振、えん下困難。	1～2週	発病前7日から発病後9日
ふうしん 風疹（3日はしか）	発疹が消失するまで	発熱・発疹・耳の後ろ、首、わきの下などが腫れる。せきや、結膜が充血する。	2～3週	発疹のでる7日前からでた後の7日間
すいとう 水痘（水ぼうそう）	すべての発疹がかさぶたになるまで	発熱（軽～中程度）。水ぼうのある発疹が体中に次々とでる。かさぶたとなり、先に出たものから治ってゆく。	2～3週	発疹のでる1日前からでた後の7日間
いんとう けつまくねつ 咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消退した後の2日を経過するまで	発熱・のどの痛み・結膜炎・首のリンパ節の腫れ	5～7日	発病後2～3週
げっかく 結核	病状により学校医その他の医師において伝染のおそれがないと認めるまで	初期は自覚症状なし。X線で発見されることが多い。疲労感・寝汗・体重減少・肩こり・せき・たん	1～2ヵ月	
ずいまくえんきんせいずいまくえん 髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで	発熱・頭痛・けいれん・意識障害・ショックなどの症状	2～4日	

第三種学校感染症 病状により学校医その他の医師において伝染のおそれがないと認めるまで出席停止とする。

コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症

病名	おもな症状	潜伏期間	伝染する恐れのある期間
りゅうこうせいじかくけつまくえん 流行性角結膜炎（プール病）	涙がよくでる。目やに、異物が入っている感じ。結膜が充血する。	5～7日	発病後2～3週
きゅうせいしゅっけつせいけつまくえん 急性出血性結膜炎	きつい充血。出血してくる。	1～2日	発病後5～7日
ちようかんしゅっけつせいだいちようきんかんせんしょう 腸管出血性大腸菌感染症	激しい腹痛ではじまり、数時間後に水様性の下痢を起こす。嘔吐、吐き気。	3～5日	
その他の感染症 （溶連菌感染症、手足口病、伝染性紅斑（りんご病）、ヘルパンギーナ、マイコプラズマ肺炎、感染性胃腸炎等）上記以外で医師より出席停止と指導された場合はこれに準ずる			

※ 出席停止の手続き

- 対象となる感染症に感染した時は、できるだけ早く幼稚園・学校(担任または養護教諭)に連絡してください。幼稚園・学校から「出席停止指示書・出校(園)届」をお渡しします。医師の指示に従って、通学(園)許可がでるまで十分休養させてください。
- 出校(園)する日には、医師の指示にしたがって、保護者の方が「出校(園)届」に必要事項を記入し、学校(園)に提出してください。